

## 宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議開催要綱

### (目的)

第1 平成29年3月に策定した「宮城県美術館リニューアル基本構想」に基づき、リニューアルに係る施設整備や管理・運営等の基本的方針を明らかにする「宮城県美術館リニューアル基本方針」を策定するため、広く有識者の専門的な意見を聴取する宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

### (協議事項)

第2 検討会議は、次の事項について協議する。

- (1) 宮城県美術館（以下「美術館」という。）のリニューアルの方針に関する事。
- (2) 美術館の改修内容と諸室構成に関する事。
- (3) 美術館の事業計画に関する事。
- (4) その他、美術館のリニューアルに関する事。

### (構成)

第3 検討会議は、別表に掲げる分野から教育長が別に定める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

### (座長)

第4 検討会議に座長及び副座長を置き、それぞれ構成員の互選によって選任する。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第5 検討会議は教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、検討会議に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6 検討会議の庶務は、宮城県教育庁生涯学習課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

### 別表

分 野	人 数
教 育 庁	2
美 術 館 運 営	1
文 化 振 興	1
経 済 ・ 観 光	1
芸 術 家	1
建 築	1
市 町 村 代 表	1
学 識 者 ・ 利 用 者	1

